

年金

1 障害年金

公的年金制度に加入している期間に発症・発生した傷病により一定以上程度の障がいになった場合、保険料の納付要件を満たしていれば、年金や一時金が支給されます。

名称	内容・支給要件	年金額
障害基礎年金	<p>初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)において、国民年金の被保険者であること、または 60歳以上65歳未満の人で日本国内に住んでいる間に初診日があること。障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること(65歳到達前に限られます)。</p> <p>等級は障がい者手帳と異なります。</p> <p>(身体障がい者手帳1～4級までの障がいのある方は、該当する場合があります。)</p> <p>障害認定日とは、原則として病気やケガにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または1年6か月以内に症状が固定した日。</p> <p>○保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が初診日の属する月の前々月までに加入期間の3分の2以上あるか、または初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと。</p> <p>○20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障がいの状態にあって</p>	<p>1級 993,750円 + 子の加算額</p> <p>2級 795,000円 + 子の加算額 (令和5年度)</p>

	20歳に達したとき、または20歳に達した後に障がいの状態となったとき。 この場合には所得制限があります。	
障害厚生年金	厚生年金の被保険者が病気やケガにより一定の障がいの状態になったときに、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給されます。障害基礎年金の支給要件を満たしていることが条件です。 (病気やケガで初めて医師の診療を受けた日に厚生年金の被保険者であった場合も含みます。) 詳細は岡崎年金事務所でおたずね下さい。	1級 報酬比例部分×1.25 + 配偶者加給年金額 2級 報酬比例部分×1.00 + 配偶者加給年金額 3級 報酬比例部分×1.00 (最低596,300円)令和5年4月現在 3級は、障害基礎年金は支給されません。
特別障害給付金	対象者は、 (1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。 (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障がいに該当する方。 (ただし、他の年金受給により併給調整があります。) 所得制限あり	1級 月額 53,650円 2級 月額 42,920円 (令和5年度)



- ・国民年金加入者または20歳前から障がいのある方
岡崎市役所国保年金課(TEL 23-6171・FAX 27-1160)
 - ・厚生年金加入者の方
 - ・初診日が会社在职中や第3号被保険者(サラリーマンの配偶者等)の方
岡崎年金事務所(TEL 23-2637)
岡崎市朝日町3丁目9番地
- 初診日に共済年金に加入していた方は各共済組合へお問合せください。